

納入申告書への法人番号または個人番号の記載等について

『退職所得等の分離課税に係る納入申告書』については、平成28年1月1日以降に行なわれる納入申告から、法人番号または個人番号を記載することとなります。

あわせて、金融機関等は個人番号を取り扱うことができないため、一部の運用方法が変更となりますので、特に特別徴収義務者が個人事業主の場合はご注意ください。

なお、平成28年6月以降（新様式）に『退職所得等の分離課税に係る納入申告書』を町に提出される際は、次のとおり法人番号または個人番号（個人事業主）を記載して下さい。

町 民 税 納 入 申 告 書						
日野町長様						
年 月 日提出		年	月	分	人 員	人
退職手当等支払金額		十	百	千	十	百
特別徴収税額	町 民 税					
	県 民 税					
内 訳						
氏 名	住 所	勤続年数	支 払 額	町 民 税	県 民 税	
	日野町	年				
	日野町	年				
	日野町	年				
地方税法第50条の5および第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。						
(特別徴収義務者)				(受付印)		
住所または所在地				印		
氏名または名称						
法人番号 (個人番号)						

この欄の枠線内に法人番号 [13桁] または個人番号 [12桁] (個人事業主) を記載してください。

【注】 特別徴収義務者が個人事業主（個人番号を記載）である場合は、納入済通知書とは別に「納入申告書」を金融機関等を経由せず、町へ別途提出してください。
法人番号が記載されている場合は、従来からの運用方法に変更ありません。